

## がん保障特約付リビング・ニーズ特約付住宅ローン

**がん**

と診断確定された場合、住宅ローン残高が**0円**に！

※死亡されたとき、所定の高度障害状態に該当されたとき、または余命6ヵ月以内と判断されるときも、住宅ローン残高が0円になります。

### ◎ご利用いただける方

新規で第四銀行の住宅ローンをご契約いただける方で、お借入れ時の年齢が満20歳以上満50歳以下、最終ご返済時の年齢が満81歳以下の方。

※ただし、ご契約いただいた住宅ローンによっては、条件が異なる場合があります。

### ◎保険のしくみ

○第四銀行が保険料を負担しますので、お客さまのご負担はありません。

※**ローン金利の上乗せは不要となります。**

○所定のお支払事由に該当された場合、住宅ローン残高相当額が保険金として保険会社から当銀行に支払われ、債務の返済に充当されます(この場合も、利息の一部等をご負担いただく場合があります)。

○住宅ローンのお申し込みの際に、原則として告知のみで加入申込みいただけます(保険金額が**5,000万円**を超える場合は「専用診断書」の提出が必要になります。告知いただいた内容によっては、保険会社をご加入をお断りする場合があります)。

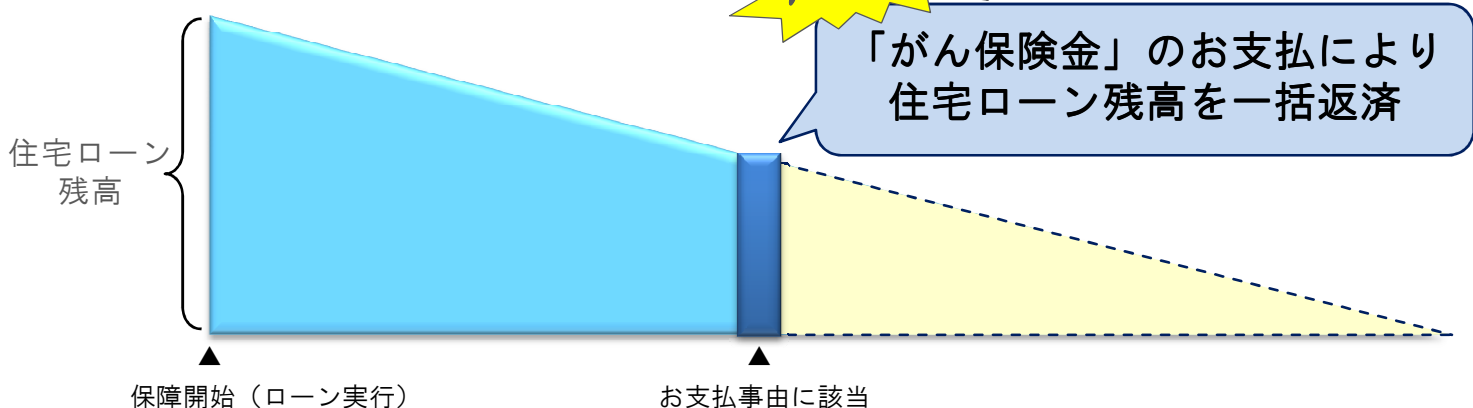
### ◎がん保険金のお支払事由

**悪性新生物  
(がん)**

保障開始日から90日を経過した日以降に、所定の悪性新生物(上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは除く)に罹患したと医師により診断確定された場合。

※ お支払事由詳細は「申込書兼告知書」に添付の「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険重要事項に関するご説明」および「申込書兼告知書」裏面の「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

### お支払のイメージ



※お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。

※悪性新生物(がん)を原因として死亡された場合、がん保険金のご請求がなく死亡保険金でご請求された場合、がん保険金よりも少額の死亡保険金が支払われる可能性があります。十分ご注意ください。

### ≪リビング・ニーズ特約≫

保険期間中に余命6ヵ月以内と判断されるとき、リビング・ニーズ特約保険金により残りの住宅ローン残高を返済します。

※がん保障特約とセットで付加されます。

※リビング・ニーズ特約保険金のご請求がないまま、死亡保険金等のご請求をした場合、リビング・ニーズ特約保険金より少額の死亡保険金等が支払われる可能性があります。ご注意ください。

一般社団法人全国地方銀行協会 がん団信制度の概要

保険名称	がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険	
この保険の特徴	この保険は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、会員銀行（以下、銀行といいます）を保険金受取人とし、銀行から住宅ローンを借り入れている賦払債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中に以下の支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である銀行に支払い、その保険金が被保険者の債務に充当されます。	
お支払事由	死亡保険金	・ 保険期間中に死亡されたとき
	リビング・ニーズ特約保険金	・ 保険期間中に余命が6ヵ月以内と判断されるとき（※） （※）余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行ないます。
	高度障害保険金	・ 保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき
	がん保険金	・ 保険期間中に、所定の悪性新生物（がん）（注）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。ただし、次の場合を除きます。 ● 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき ● 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ● 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき （注）悪性新生物のうち、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについては支払対象外です。
保険金額	債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（通減）します。加入申込者一人あたりの限度額は、他の銀行からの借入も含め、「地銀協がん団信制度」、「地銀協住宅ローン団信制度」、「地銀協3大疾病団信制度」および「地銀協ライフサポート団信制度」を通算し、1億円となります。限度額を超えたお申込みは無効となります。	
保険金が支払われない場合	次のような事由に該当する場合は、保険金をお支払いできません。	
	名称	保険金をお支払いできない場合
がん保険金	・ 死亡保険金 ・ （リビング・ニーズ特約保険金） ・ 高度障害保険金	(1)保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2)被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (3)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (4)戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (5)告知義務違反による解除 (6)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (7)重大事由による解除の場合 (8)保障開始日よりも前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき
	がん保険金	(1)保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されたとき (2)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき (3)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (4)告知義務違反による解除 (5)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (6)重大事由による解除の場合
保障開始日	融資実行日または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。	
保障終了日	次のような場合には、この保険契約から脱退となり、保障は終了します。 ・ 融資を受けた銀行の賦払債務者でなくなったとき ・ 融資について期限の利益を失ったとき ・ 保険金の支払事由に該当されたとき ・ 所定の年齢に達したとき	
告知に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>この保険への加入申込みの際に、「申込書兼告知書」でおたずねする現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態等について、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。</li> <li>この書面による告知は、生命保険会社が公平にご加入をお引き受けするかどうかを決める重要な事項ですので、告知日（記入日）現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態等について、この「申込書兼告知書」でおたずねすることに、必ず加入申込者ご本人が事実をありのままに正確にもれなく告知（記入）してください。</li> <li>なお、告知いただいた健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承願います。</li> </ul>	

<ご注意>この「一般社団法人全国地方銀行協会 がん団信制度の概要」は、がん保障特約付リビング・ニーズ特約付住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険重要事項に関するご説明」、および「申込書兼告知書」裏面の「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。